

ごみの分別・出し方の注意点・変更点

ごみの分別については、広報しろいし5月号といっしょに各戸に配布した「ごみの分別・出し方ガイドブック」に基づいて行ってもらっていますが、以下のとおり注意していただきたい点や、12月より変更（基準があいまいなものを明確にした）になった点があります。ガイドブックと合わせてご確認の上、ごみの分別・出し方について徹底をお願いします。

1 もやせるごみの分別について

変更

毛布類、座布団をもやせるごみに出す場合は、もえやすくするため30cm四方に切って出してください。

2 資源ごみ(紙類)としてリサイクルできないもの → 燃やせるごみへ

注意

㊦のマークが付いているものでも、次のものはリサイクルできませんので、もやせるごみ（青の指定袋）に入れてください。

- ヨーグルト・アイスクリーム・紙コップなどの容器で内側がワックス加工になっているもの
- カップラーメンのふた、紙パックで内側が白以外のもの
- 金・銀紙が付いている紙（ダンボール含む）
- 紙おむつ



3 缶類の分別について

変更

次の基準により分別してください。

●基準

- 18ℓ缶（1斗缶）より小さいもの → 資源ごみ（缶・プラスチック類） 赤の指定袋
- 18ℓ缶（1斗缶） → 不燃ごみ 緑の指定袋
- 18ℓ缶（1斗缶）より大きいもの → 不燃性粗大ごみ

（仙南リサイクルセンターに直接持ち込むか、または業者委託）

◎スプレー缶で塗料用、殺虫剤、潤滑油の入っているものは不燃ごみに入れてください。

